

# 屋外広告物のルールを守り 美しい富士のまちづくり!



「屋外広告物」とは、常時または、一定の期間継続して屋外で公衆に表示される広告物です。「屋外広告物法」や「静岡県屋外広告物条例」によってルールが定められていて、看板などの安全性を確保するとともに、周辺環境との調和による美しい街並みを目指しています。



屋外広告物の種類 (一部)

屋外広告物を表示・設置する皆さんへお願い

## ▼事前に「ご」相談ください

適正な表示確保のため、一定の表示面積を超える広告物は、県の条例に基づく許可が必要です。また、表示可能な面積などについても制限があります。許可基準は、設置する地域によって異なります。詳しくは、建築指導課へお問い合わせください。

## ▼県の登録を受けましょう

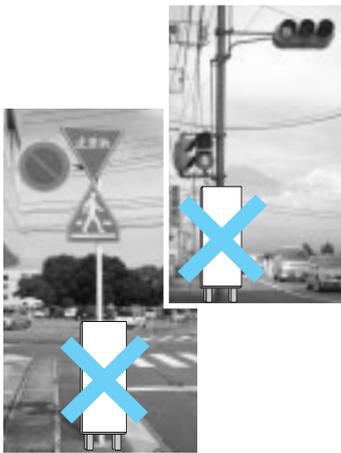
県内で屋外広告物を営む場合は、静岡県知事の登録を受けなければなりません。

## ▼関係法令を守りましょう

▼高さが4メートルを超える広告物の設置には、事前に工作物の確認申請が必要です。

## ▼設置が禁止されている物

電柱・橋・カーブミラー・道路上のさく・送電塔・街路樹・信号機・道路標識・消火栓 など



## 9月10日は屋外広告の日

昭和48年9月10日に、「屋外広告物法の一部改正案」が参議院で可決され、「屋外広告業」が定義づけられたことなどにちなみ、毎年9月10日を「屋外広告の日」として定めました。毎年この日を中心として、県内一斉に違法な屋外広告物の除去を行い、屋外広告物への関心を高める機会としています。

## 景観の向上への取り組み

幹線道路沿いの広告看板の乱立など、無秩序な広告物の設置は、街の景観を損ねることがあります。平成16年の「景観法」の施行を受け、平成17年6月に「景観行政団体」となった富士市は、現在「景観計画」の策定に取り組んでいます。世界文化遺産登録を目指す富士山のふもととしての街として、今後一層、良好な景観の形成に取り組んでいくため、市独自の屋外広告物のルールづくりについても検討していきます。

## 許可申請・問い合わせ

建築指導課 まちなみ整備担当

☎(55)2903 ☎(53)2773